

東大阪市告示第 67 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定により、次の者を指定納付受託者として指定したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 5 月 26 日

東大阪市長 野田 義和

1 指定納付受託者の名称、住所又は事務所の所在地

株式会社 りそな銀行

代表取締役 千田 一弘

大阪市中央区備後町二丁目 2 番 1 号

2 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等の種類

東大阪市立布施子育て支援センター及び東大阪市立石切子育て支援センターにおける
一時預かり利用料

3 指定をした日

令和 8 年 4 月 1 日

4 指定納付受託者に納付を委託できる期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

5 納付の方法

クレジットカード及び電子マネーによる